

職場のハラスメント防止と対応策について!

～ パワハラ防止義務の改正法案（2019年通常国会成立予定） ～



企業のパワハラ防止義務を盛り込んだ法案の審議が進んでおり、今国会中の成立が見込まれております（施行は2020年4月1日予定）
法整備をめぐるっては、パワハラと「指導」との線引きが難しく、過度なパワハラ防止措置による人材育成の阻害を懸念する声もありますが、それ以上にパワハラを防止しない場合、企業の安全配慮義務違反を問われ損害賠償を請求されるなどのリスクもあり、真のハラスメントには毅然とした対応が必要となる一方、過度の反応し過ぎは企業活動を損なうこととなります。また、法改正の中心は企業のパワハラ防止義務ですが、このほか、セクハラやいわゆるマタニティハラスメントの防止対策に実効性のある規制を担保するための法整備や顧客や取引先からのハラスメントといった項目もあり、パワハラのみならずハラスメント全般について考えていく必要があります。

そこで今回は、竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士の竹林竜太郎氏を講師に迎え企業の防止策と対応策についてご教授いただきます。この機会、是非多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

日時

2019年7月23日(火) 15:00～17:00

会場

ニチコン株式会社 本社 3F 会議室
(京都市中京区烏丸通御池上る)

講師

竹林・畑・中川・福島法律事務所
弁護士 竹林 竜太郎 氏

参加費

無 料

※申込要領は裏面をご覧ください

申込要領

オンライン申込

◇問合せ先 京都経営者協会 事務局（担当：塚本）

TEL 075-205-5417 / E-mail / tsukamoto-h@kyotokeikyo.or.jp

ホームページ / <https://www.kyotokeikyo.or.jp>



◇申込先 ホームページより、オンラインフォームで申し込みいただくか、下記申込書を FAX（075-205-5077）にて、お送りください。

※なお、受講券は発行しておりません。直接会場へお越しください。

第一部会「2019年度第1回研究会」参加申込書

< 2019年7月23日(火) 於：ニチコン株式会社 本社 3F 会議室 >

ご記入のうえ、FAXにてお申込み下さい。

貴社名						
連絡窓口 (連絡窓口の方も研究会にご参加の場合は、恐縮ですが下記にもご記入願います)	お名前			部署・役職		
	TEL	()	—	FAX	()	—
	〒					
	E-mail					
所属・役職	参加者お名前(フリガナ)			備考		

⇒ お申込先 FAX 075-205-5077 京都経営者協会 塚本宛